

歴史民俗資料館のあり方（案）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 26 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市公共施設再編個別計画に基づく施設のあり方策定のため。

立川市歴史民俗資料館の あり方（案）



令和2(2020)年

立川市

内容

第1章 歴史民俗資料館のあり方の概要.....	2
1 施設建設の背景	2
2 策定趣旨	2
3 歴史民俗資料館のあり方の位置づけ.....	3
第2章 施設の状況	4
1 施設概要	4
2 利用状況	5
3 交通利便性	6
4 ランニングコスト（年間/平成30(2018)年度）	6
5 周辺状況	6
第3章 施設の課題	7
1 施設を取り巻く課題.....	7
2 今後の需要	8
第4章 歴史民俗資料館のあり方.....	9
1 今後の方向性（機能）	9
2 施設整備検討の方向性.....	9
3 施設整備に向けた課題.....	10
4 検討スケジュール.....	10

第1章 歴史民俗資料館のあり方の概要

1 施設建設の背景

立川市歴史民俗資料館（以下、「歴史民俗資料館」）は、市の歴史や文化、自然風土に関する市民の知識と理解を深め、市民文化の向上に寄与するため、昭和 60(1985)年 12 月に開館した。

もともこの資料館のある場所は、井上家の屋敷の一部で、400 年間にわたって継承されてきた土地を、故井上重雄氏のご厚意により、市の文化財保護のために寄贈を受けたものである。市では、この場所に資料館を建設して、本市に関する資料を保管し、展示することとした。

2 策定趣旨

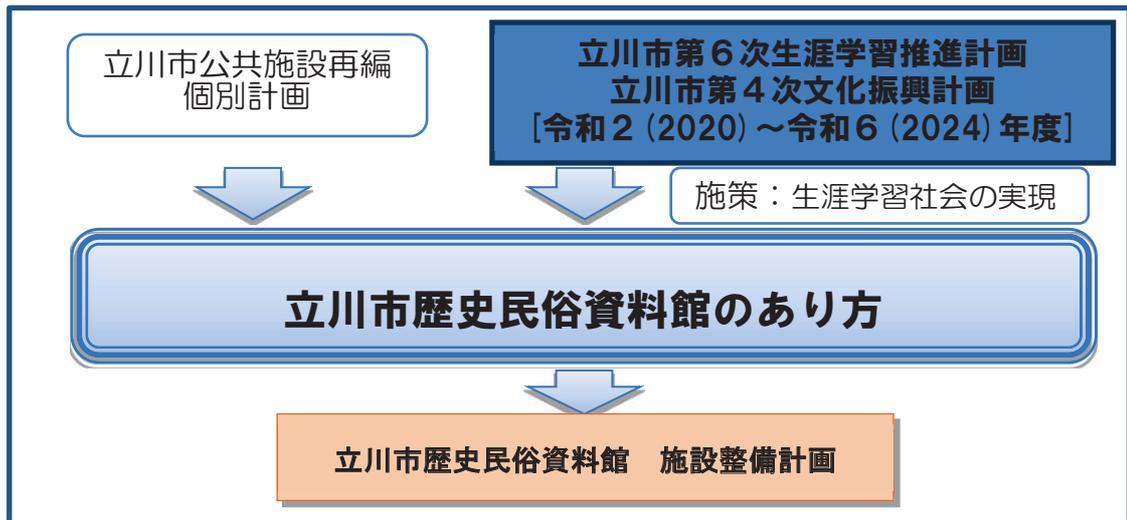
歴史民俗資料館は築後 34 年が経過し、施設の劣化を見据えた老朽化対策が必要であることから、立川市公共施設再編個別計画（平成 31(2019)年 1 月策定）（以下、「再編個別計画」）において、再編の対象施設と位置づけられた。

また、施設を取り巻く環境の変化として、市史編さん事業で新たに収集された資料や消失を防ぐために市民から寄贈された貴重な資料について適正に保管し公開・活用していくことが、今後ますます求められてくるという課題がある。

このことから、立川市第 6 次生涯学習推進計画及び、立川市第 4 次文化振興計画の推進に寄与し、今後の文化財保護、歴史・民俗普及活動事業を展開するために、新たに「立川市歴史民俗資料館のあり方」（以下「歴史民俗資料館のあり方」）を策定する。

3 歴史民俗資料館のあり方の位置づけ

「歴史民俗資料館のあり方」は、前述の計画に掲げる施策を推進するための施設として、将来の施策展開を踏まえた「施設の機能」について明らかにするものであるが、同時に施設の老朽化の状況や求められる機能を踏まえて、今後、「再編個別計画」に基づきどのように整備又は保全していくのかについての考え方を示すものとする。



《全市施設ができるまでの標準スケジュールイメージ》



※公共施設再編個別計画より抜粋（但し 2020 年度以降の元号を令和に修正）

第2章 施設の状況

1 施設概要

(1) 所在地

立川市富士見町3丁目12番34号

(2) 設置根拠

立川市歴史民俗資料館条例（昭和60年10月3日条例第30号）

(3) 沿革

歴史民俗資料館は、立川市の歴史や文化財等に関する資料を保管し、展示する施設として、昭和58(1983)年度から建設に着手し、昭和60(1985)年12月1日に開館した。

資料館の土地は、市内富士見町在住の井上重雄氏から寄贈されたものである。

その後、平成2(1990)～3(1991)年度に、新たに体験学習棟の増築工事が行われ、平成3年7月20日から増築部の使用が開始され、文化財保護事業の拠点として、今日に至っている。

(4) 設置目的

郷土の歴史、民俗及び自然風土に関する資料を保管し、展示して、市民の地域社会に対する認識を深め、もって市民文化の向上に寄与するため、立川市歴史民俗資料館を立川市富士見町3丁目12番34号に設置する。（立川市歴史民俗資料館条例 第1条）

(5) 敷地面積・建物概要

- 敷地面積 3,551 m²
- 延床面積 1,774 m²
- 本館（1F 展示室・特別展示室・事務室・補修工作室・荷解室）
（2F 特別収蔵庫・収蔵庫・機械室）
鉄筋コンクリート造
- 新館（1F 体験学習室・資料室・資料室・会議室）
（2F 収蔵庫・資料撮影室）
鉄骨造
- 土蔵（屋外展示物兼収蔵庫）
土蔵造

(6) 老朽化の状況

「立川市公共施設保全計画（改訂版）」（平成 29(2017)年 3 月策定）の施設の総合劣化度によると、歴史民俗資料館の総合劣化度は 59.65 で、「平成 24 年度順位」の 54 位から、「平成 28 年度順位」は 39 位となっている。「総合劣化度と施設重要度による保全優先度」では、「優先度 5」の施設とされている。

現在の老朽化による状況は以下の不具合が発生し、応急的に随時対応している。しかし、抜本的な対応には相当な費用が発生するものと考えられる。

- 建物全般に発生している雨漏り
- 荷物専用エレベーターの耐用年数超過
- 下水配管老朽化による不具合
- 玄関自動ドアの耐用年数超過
- 各所出入口ドアの建付不良 など

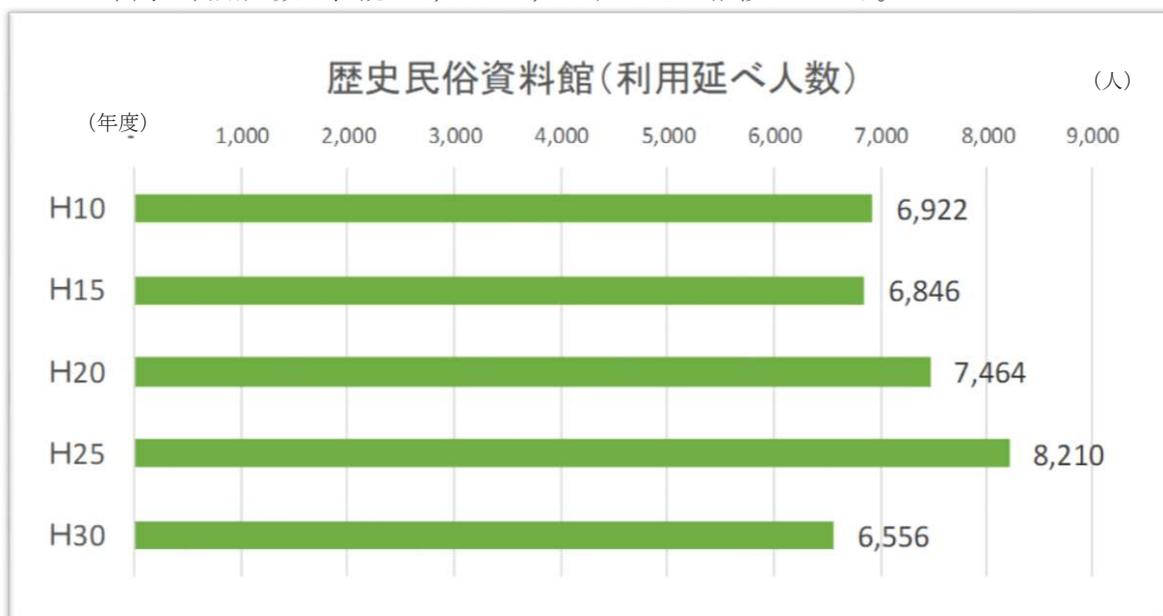
(7) 施設が担う機能

歴史民俗資料館は主に以下の機能を有している。

- 文化財の収蔵機能
- 文化財・資料の調査機能
- 文化財・資料の展示機能
- 体験学習機能

2 利用状況

年間の利用人数は、概ね 6,000～7,000 人ほどで推移している。



参考：各年度決算説明資料より作成

3 交通利便性

市域の端にあり、交通アクセスが悪く、市民及び利用者から認識されにくい場所に位置している。

4 ランニングコスト（年間/平成 30(2018)年度）

施設全体のランニングコスト		9,656 千円
内訳	需用費（光熱水費、修繕料等）	2,948 千円
	役務費（電話料等）	142 千円
	委託料（維持管理に係る委託料）	6,228 千円
	使用料及び賃借料	328 千円
	原材料費（維持補修用）	10 千円

（出典：平成 31(2019)年度行政評価）

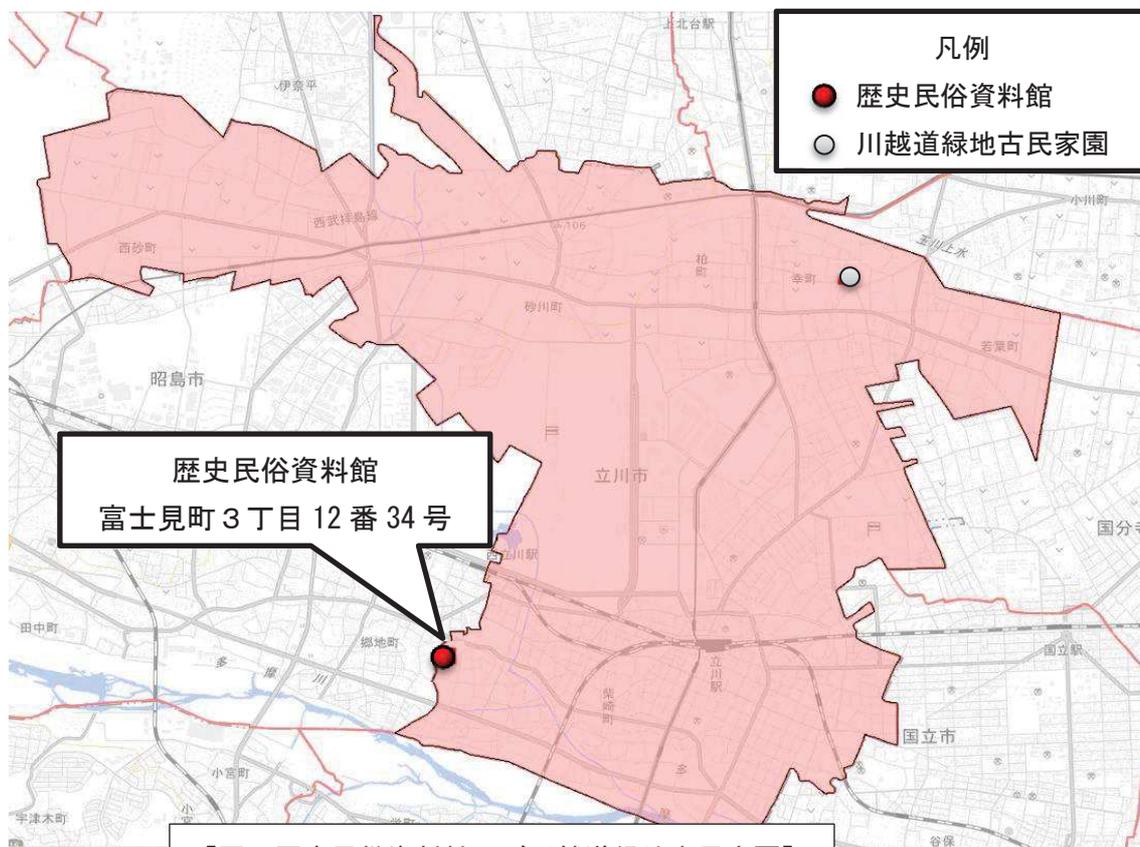
※端数調整のため各項目の合計と総合計額が合わないことがある。

5 周辺状況

(1) 類似の機能を持つ施設

川越道緑地古民家園(幸町 4 丁目 65 番地)が附属施設として設置されている。

(2) 機能配置状況（地図）



【図：歴史民俗資料館及び川越道緑地古民家園】

第3章 施設の課題

1 施設を取り巻く課題

<事業機能の課題>

建設当時より市の歴史や文化、自然風土に関する市民の知識と理解を深めることを目的として活用されており、貴重な文化財資料の保管・公開のほか体験学習や小学生3年生の社会科学習の場としても活用されている。また、近年、立川市に転入された市民も多く、外国籍の市民も数多く居住しており、まちづくりの観点から自分たちが住むまちのことを知ることは、「立川市民科」の取組とも相まって、今後ますます必要となり、その意味では、歴史民俗資料館の果たす役割も大きく、重要と考えられる。あわせて、新編「市史編さん」事業が進められる中、新たに収集された資料の将来にわたっての保管や公開活用という課題も生じている。

<施設の課題>

現在の歴史民俗資料館は、市域の端に立地していることから認識されにくい場所にあり、交通アクセスが悪いため、市民及び利用者からは利用しやすい場所への移転を求める声もあがっている。その一方で、市民のご厚意で土地の提供をいただき開館した経緯、あわせて現在、市の文化財保護事業の拠点となっていることからすれば、現在地に立地する意義もある。

施設の機能としては、現状、収蔵スペースが不足していることから、収蔵スペースの確保は必至であるが、収蔵機能と展示・体験学習機能を切り離すことは、資料を活用した公開、体験学習により、市の歴史や文化、自然風土に関する市民の知識と理解を深めるという歴史民俗資料館としての本来の機能が効率的・効果的に果たせなくなるという課題もある。

「全市施設のワークショップの主な意見」

- ・もっと便利な場所にすれば利用者は増える
- ・外国人が増えるので、ますます（立川の）歴史は大切
- ・外国人に立川のよさを知ってほしい
- ・立川（日本）の文化を伝える
- ・立川の伝統文化、民俗の伝承
- ・立川の文化の担い手の育成
- ・子どもたちが学ぶ教育機能がある
- ・収蔵スペースと展示スペースが同じ場所でないと困る
- ・資料の収蔵スペースを広げる

《将来に向けたあり方》

- ・三多摩の中心都市に相応しい施設とする
- ・温故知新・まちづくりの要

《将来に引き継ぐための工夫・アイデア》

- ・他市連携
- ・最先端技術とのつながり
- ・IT活用して資料をよく理解できるようにする
- ・資料館・公文書館としての機能

2 今後の需要

歴史民俗資料館施設は市内で唯一の郷土の歴史、民俗及び自然風土に関する資料を保管し、展示して、市民の地域社会に対する認識を深め、もって市民文化の向上に寄与するための事業を実施する専用の施設であり、これまで、貴重な文化財の収集やそれらを活用した公開事業が行われるなど、市民文化の向上に寄与するために活用されてきたことから、これらの機能の継続が求められる。

また、広域的には市外の郷土史研究者やメディアに活用されるなど、市内だけではなく保管されている資料の活用も行なわれている。

今後、少子化、高齢化で利用者数の減少傾向は避けられないが、市民の地域社会に対する認識を深める施設としての歴史民俗資料館の必要性は変わらない。

第4章 歴史民俗資料館のあり方

1 今後の方向性（機能）

歴史民俗資料館は、文化財保護事業を通して、市民の地域社会に対する認識を深め、もって市民文化の向上に積極的に寄与するとともに、将来的に持続可能な事業として展開するため、今後、必要となる機能の方向性を以下のとおり定める。

- (1) 貴重な文化財の消失を防ぎ、将来にわたってそれらの文化財を継承していける施設

歴史民俗資料館施設が担ってきた収蔵機能という役割を今後も継承するため不足している収蔵スペースを確保するとともに、文化財保護事業の拠点としての機能を果たすため収蔵機能、調査機能、展示機能の一体化を必須とし、あわせて、収蔵機能の部分では災害対応の観点も盛り込む。

- (2) 貴重な文化財を有効に活用して、市民の地域社会に対する認識を深め、もって市民文化の向上に寄与する施設

市民が住む自分たちのまちの歴史を知り、まちに愛着を持ち、まちづくりを担っていく市民の輪を広げる。

- (3) 来街者に対して、シティプロモーションとしての役割を果たす施設

観光等で立川を訪れる人々が、最初に立川の歴史や文化を知ること、立川をさらに深く、楽しめるように、交通アクセスのよい場所に設置し、立川の魅力を内外に発信することが必要である。

- (4) 市の歴史や文化を体験的に学習できる施設

新たに市民となった住民や外国籍の市民、将来を担う子どもたちに体験学習などを通して、立川市の文化を知ってもらうための場を確保する。

2 施設整備検討の方向性

ここでは、「1 今後の方向性（機能）」の将来の施策展開を行うにあたり、施設の老朽化の状況を踏まえて、今後、どのように整備又は保全していくのが良いかについて、以下に検討の方向性を示す。

文化財保護事業の拠点としての機能を維持しつつ、新たな資料の保存活用という課題に取り組むため、当面の施設移転・建替えは見送り、現在地で施設を修繕又は改修することとし、後期再編個別計画（令和6（2024）～10（2028）年度）にて、文化財資料の適切な保管・公開活用のあり方、施設のあり方を再度検討する。

3 施設整備に向けた課題

前述2の方向性を踏まえた整備を進めていくにあたり、次のような課題があるため、今後、施設整備計画を取りまとめる際に検討していくこととする。

- 貴重な文化財資料を保管し、公開活用を推進していくために、所在地が適地であるのか否か
- 現行施設の老朽化及び不具合についての対応
- 物理的なスペース縮小ができない場合の、保管する文化財資料の取り扱い

4 検討スケジュール

令和2(2020)年度に現施設の修繕・改修の必要性や内容を検討し、必要に応じて令和3(2021)年度以降に修繕・改修工事を行う。

また、令和6(2024)年度に施設のあり方について、再度検討を行う。

施設	検討対象	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歴史民俗資料館	施設のあり方	検討	あり方				検討
	修繕・改修		改修整備決定	必要に応じて修繕・改修			

※スケジュール案は予定であり今後変更される場合がある。

※施設整備計画の検討で、工事までのスケジュールを検討する。